

射水市監査委員告示第3号

定例監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、射水市監査基準（令和2年射水市監査委員告示第6号）に準拠して令和8年2月に実施した商工企業立地課、観光まちづくり課、農林水産課、農業委員会事務局の定例監査の結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和8年2月17日

射水市監査委員 村上 欽哉

射水市監査委員 長谷川 清彦

射水市監査委員 山崎 晋次

定例監査結果報告

第1 監査の概要

1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象

- (産業経済部) 商工企業立地課、観光まちづくり課、農林水産課
 (農業委員会) 農業委員会事務局

(2) 選定理由

商工企業立地課、観光まちづくり課、農林水産課、農業委員会事務局の財務に関する事務、経営に係る事業の管理については、監査の実施頻度、金額的・質的重要性などから、次のとおり当年度の監査委員監査又は書面監査の対象とする。

監査の方法	対象部局	前回の監査期間 (監査範囲)	
監査委員監査	農林水産課	令和7年2月3日 ～ 令和7年2月17日 (令和5年度執行分)	書面監査
	農業委員会事務局		
書面監査	商工企業立地課		監査委員監査
	観光まちづくり課		

2 監査の目的と範囲

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、令和6年度に執行した当該事務が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証ひょう書類等の突合、質問、関係書類の閲覧などの監査手続を通じて検証することを目的とする。

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 必要性の乏しい補助金や助成金が交付されるリスク	ア 使用は、交付要綱の交付目的及び交付対象を逸脱していないか。
	イ 補助金の交付条件は適切に付され、条件どおり交付、履行されているか。
	ウ 実績報告に基づく精算は適切か。
	エ 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点から整理すべきものはないか。
(2) 適正な契約手続が行われないリスク	ア 随意契約による場合、その理由は適正か。
	イ 随意契約による場合は原則として2人以上の者から見積書を徴しているか。また、例外的に1人の者から見積書を徴する時は、その理由

	は適正か。
	ウ 予定価格、調査基準価格及び最低制限価格の算定、秘密保持の方法は適正に行われているか。また、工事については設計書金額の一部を正当な理由なく控除するいわゆる歩切りを行っているものはないか。
	エ 権限を超えた契約及び恣意に分割している契約はないか。
	オ 契約書、見積書等関係書類及び恣意に分割している契約はないか。
(3) 支出事務が適正に行われていないリスク	ア 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
	イ 需用費、備品購入費の支出において、検査検収は確実に行われ、かつ、物品購入、修繕等の事実のないものはないか。
	ウ 委託料の支出において、委託の相手方及び選定方法は適切か。
	エ 委託内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。

4 監査の実施内容

産業経済部、農業委員会、の財務に関する事務、経営に係る事業の管理について、主な着眼点ごとに、内部統制の整備状況及び運用状況について、証ひょう書類等の突合、質問、関係書類の閲覧などの方法により監査を実施した。

5 監査の期間

令和8年1月30日から令和8年2月13日まで

第2 事業の概要

1 事務又は事業の概要

(1) 商工企業立地課

商工企業立地課は、商工労政、企業立地に関する事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 商工業の振興に関すること
- ② 雇用の安定及び促進に関すること
- ③ 勤労者福祉の向上に関すること
- ④ 企業誘致及び工場立地に関すること

(2) 観光まちづくり課

観光まちづくり課は、観光振興、定住促進に関する事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 観光振興及びブランド化の推進に関すること
- ② 各種まつり及びイベントに関すること
- ③ 特産品の奨励に関すること
- ④ 空き家の利活用、移住・定住の促進に関すること
- ⑤ 地域おこし協力隊に関すること

(3) 農林水産課

農林水産課は、農林水産業の振興に関する事務及び管理を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 農業の振興、農業経営の支援に関すること
- ② 農業振興地域整備計画に関すること
- ③ 農業農村整備事業に関すること
- ④ 森林整備に関すること
- ⑤ 水産業の振興育成に関すること
- ⑥ 新湊漁港の整備・維持に関すること

(4) 農業委員会事務局

農業委員会事務局は、農業委員会に関する事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 農業委員会の運営に関すること
- ② 農地法による許可、届出等に関すること
- ③ 農業者年金に関すること

第3 監査の結果

事務事業は概ね適正に行われていたものと認めるが、次の事項について措置又は検討されたい。なお、その他簡易な注意事項については、記述を省略した。

1 意見

(1) 農林水産課

ア 負担金補助金については、各事業の効果や妥当性をしっかりと精査し、進捗状況を注視し、効果の薄い事業については、見直しを図られたい。

イ 農業や漁業の担い手不足については深刻な課題であり、関係機関と連携し、様々な担い手確保対策にしっかりと取組まれたい。

ウ 災害復旧工事については、極力遅滞のないよう努められたい。

エ ふるさと納税については、競争が激化する中、本市の魅力的な特産品選定と多角的な情報発信戦略のもと、射水市の名を全国にアピールし、関係人口の増加と経済の活性化に繋がられたい。

オ 準公金については事故を防止するため、今一度、諸団体の通帳や届出印の管理体制をチェックし、その出納及び管理を適正に行うよう要請する。